

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第31号

令和元年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年7月26日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 令和元年8月2日（金）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

令和元年8月2日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1 番	野 沢 聖 子	議 員	2 番	田 中 栄	議 員
3 番	森 田 文 明	議 員	4 番	高 橋 劍 二	議 員
5 番	武 井 誠	議 員	6 番	金 泉 婦 貴 子	議 員
7 番	新 井 文 雄	議 員	8 番	漆 畑 和 司	議 員

不応招議員（なし）

令和元年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 令和元年8月2日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 5 議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分
及び決算の認定について
- 日程第 7 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	野	沢	聖	子	議員	2番	田	中	栄	議員		
3番	森	田	文	明	議員	4番	高	橋	劍	二	議員	
5番	武	井		誠	議員	6番	金	泉	婦	貴	子	議員
7番	新	井	文	雄	議員	8番	漆	畑	和	司	議員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊	藤	芳	久	副企業長	石	川	清	
監査委員	今	國	喜	栄	事務局長	小	林	秀	之
事務局次長	高	篠		保	事務局次長	薄	井	貴	行
庶務課長	千	葉	晋	彦	庶務課主席主幹	前	原	民	子
給水課長	毛	須	章	久	施設課長	山	崎	利	隆
施設課主席主幹	小	林		栄	浄水課長	笠	木	知	之
浄水課主席主幹	高	橋	俊	行					

事務局職員出席者

書記	坂	本	一	史	書記	和	田	巧
書記	伊	藤	な	お				

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 高橋剣二議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 高橋剣二議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも大変ご多用のところ、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼を申し上げます。

また、去る7月9日、10日の2日間にわたりましての議員視察研修につきましては、福島県会津若松市における公民連携や広域化等について、また摺上川ダムの視察について大変実りある研修ができましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、ことしも梅雨明けとともに猛暑の様相を見せております。水源となっております荒川水系及び利根川水系ダムの貯水量は、現在十分な貯水量となっており、今のところ渇水の心配はございませんが、これから本格的な夏を迎え水需要も増すものと思いますので、引き続き水源の状況を注視していきたいと存じます。

今後とも皆様のご指導、ご協力をいただき、坂戸、鶴ヶ島両市民のために安全で安定した水を供給することができますよう、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は3件、一般質問は1名の議員から通告がございました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますことをお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。本日もよろしくお願いいたします。



◎企業長の挨拶

- 高橋剣二議長 企業長から挨拶のため発言を求められております。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 議員の皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和元年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のためにまことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。また、常日ごろより水道企業団の進展のためにご尽力いただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

先般実施されました議員視察研修におかれましては、福島県会津若松市など視察研修され、大変お疲れさまでした。

水源のダムにつきましては、荒川水系及び利根川水系ともに貯水量は、現在ほぼ満水で良好な状態にあります。今後の天候にもよりますが、当面は安定した給水が行えるものと考えております。

さて、今定例会に提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について及び平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての3議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎諸報告

○高橋剣二議長 次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○高橋剣二議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

3 番 森 田 文 明 議員

5 番 武 井 誠 議員
を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高橋剣二議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◎議案の朗読省略

○高橋剣二議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○高橋剣二議長 日程第3、諸般の報告を行います。

企業長から平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費精算報告書について及び平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について並びに平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業資金不足比率について、また監査委員から、例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたの

でご了承願います。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率があわせて10%に引き上げられることに伴い、水道利用加入金及び水道料金に係る税率を改めるものでございます。

また、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月に公布され、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されることに伴い、指定更新時に徴収する手数料を新たに定めるとともに、新規指定時に徴収する手数料の額についても見直しを行う所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

消費税の関係で10月から8と10ということについては、内容についてはわかるのですが、この水道法の改正で手数料が変わると、31条でそのようであります。その詳しい内容についてまずお伺いをいたします。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

水道法の一部を改正する法律が昨年12月に公布され、令和元年10月1日に施行されま

す。これに伴い、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例につきまして改正を行うものでございます。

内容でございますが、水道法の改正に盛り込まれた指定給水装置工事事業者に対する5年ごとの更新制の導入により、第31条に規定する手数料について、指定更新の際に徴収する手数料1万円を新たに規定するとともに、最初に指定する際の手数料の額を2万円から1万円に減額するなど、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 内容については更新制ということで、初めが2万円が5年ごとということで、その後5年ごとに1万になるわけですけれども、この業務の流れについてはどのように行っていくのかお伺いをいたします。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

当企業団では、更新制度導入に当たり、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者規程などの関係規定を改正し、更新制度の概要をホームページに掲載するとともに、各事業者へ通知する予定でございます。また、現在指定をしている事業者につきましては、更新時期が集中し事務が煩雑になることを避けるため、改正法施行後の最初の更新は、政令に基づき指定を受けた年月日に応じて更新時期を5カ年に振り分ける予定でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 3回目の質問で最後になります。

ほかの団体、県内の中でわかる範囲で、取り組み状況についてお伺いをします。

それから、手数料が変更になるということですがけれども、この企業団の影響額はどの程度を見込んでいるのかお伺いします。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

他団体の取り組み状況でございますが、本年7月に他団体が実施した水道法改正に伴う指定給水装置工事事業者に関する調査結果では、企業団を除く埼玉県西部地区20団体のうち、条例改正予定時期は、本年9月議会の予定が13団体、10月議会が1団体、12月議会が4団体、未定が2団体となっております。

なお、指定更新の際に徴収する手数料につきましては、16団体が1万円、4団体が未

定となっております。また、最初に指定する際の手数料については、18団体が1万円、2団体が未定となっております。

なお、当企業団の指定更新の際に徴収する手数料の影響額につきましては、340事業者の登録がございますので、5年間で340万円を見込んでおります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑は……

〔「ちょっと確認でいいですか」の声〕

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 340万円、5年間だけれども、これはふえるのか減るのか今までと変わらないのか、その辺がよくわからなかったのですけれども。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

こちらの更新の手数料につきましては、今回の水道法の改正に伴いまして規定をさせていただいている手数料でございますので、こちらが5年ごとに振り分けて更新をする際にいただく手数料になりますので、前年度は、今までは更新制度がございませんでしたので、1回登録しますとずっと更新をせずに行っていたものを、水道法の改正に伴いまして5年の更新制度が導入されましたので、新たにこちらについてはいただく手数料となります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第5、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

学校教育法の一部改正に伴い水道法施行令が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、学校教育法による専門職大学の規定を明記する等で所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第6、議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成30年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては35億2,522万8,813円、水道事業費用につきましては30億975万4,515円となり、この結果、4億3,901万9,831円の純利益となりました。

これに資本的支出において使用された建設改良積立金2億9,734万9,433円を加えた7億3,636万9,264円につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、純利益を建設改良積立金として、また建設改良積立金を自己資本金として処分するものであります。

次に、翌年度へ繰り越す繰越工事資金を除いた資本的収入につきましては3億2,548万536円、資本的支出につきましては14億935万8,951円となり、この不足する額10億8,387万8,415円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、当企業団の経営状況は、純利益を計上したことからおおむね安定しておりますが、1人1日平均使用水量が、節水機器の普及などにより平成25年度以降300リットルを下回る状況が継続していることなどから、今後予測される人口減少と相まって、水道使用料収入の減少が懸念される状況であります。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る6月25日、監査委員の審査を受けておりますので、申し添えます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いいたします。

今國監査委員。

○**今國喜栄監査委員** 決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業決算につきまして、令和元年6月25日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしましたが、決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も地方公営企業法の会計規定及び諸規程に従って処理されており、いずれも適正と認められました。また、財政運営につきましても健全になされているものと認められた次第であります。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○**高橋剣二議長** これより質疑に入ります。

3番、森田文明議員。

○**3番 森田文明議員** ただいま議題となっております議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑につきましては2点、貸倒引当金と職員研修についてでございます。

初めに、決算書15ページの4、その他の注記の(1)、引当金の状況の二、貸倒引当金についてであります。平成30年度において債権の不納欠損による損失を計上したため、貸倒引当金の306万4,295円、これを取り崩したとのことあります。まず、この内容について伺います。

○**高橋剣二議長** 前原庶務課主席主幹。

○**前原民子庶務課主席主幹** 森田議員さんの質疑にお答えいたします。

まず、不納欠損につきましては、企業会計の安全性の原則によりまして、回収見込みのない債権を資産に当たる未収金として貸借対照表上に計上し続けるのは、会計処理上適切ではないとされております。これによりまして当企業団では、水道料金については、5年をめどに不納欠損処理を行っております。決算概要の39ページのほうにも記載してございますが、今回平成30年度に行った不納欠損処理は、平成24年度分の未収給水収益1,066件の306万4,295円で、これを貸倒引当金から取り崩したものでございます。

以上でございます。

○**高橋剣二議長** 3番、森田文明議員。

○**3番 森田文明議員** 再質疑を行います。

内容については、平成24年度分の水道使用料の未収金で1,066件を不納欠損処分した

ため貸倒引当金を取り崩したとのことでもあります。近年、構成両市においては、外国人が増加している中において、特に坂戸市においても、国民健康保険加入者についても保険税を滞納している外国人が6割を占めているといった状況もございますが、この不納欠損処分の対象となった1,066件のうち、外国人が占める人数と金額、そしてまた前年度と比較してどのような傾向にあるのかを伺います。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 森田議員さんのご質疑にお答えいたします。

平成24年度の不納欠損の対象となった使用者名で外国人と思われる人数と金額につきましては43名で、調定件数92件、約27万円でございます。また、前年度は55名で、調定件数111件、約29万円が平成23年度の不納欠損処理対象者となっております。前年度対比では、若干ではございますが減少しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 この項目の最後の質問をさせていただきます。

前年度と比べて減少しているとはいっても、金額にして2万円余りで、毎年外国人使用者に係る不納欠損処理が行われているというのも事実でございます。本年4月から出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が施行されまして、この5年間で今後34万5,000人、これの外国人労働者を受け入れるということとなったわけでありまして。そういったことを含め、構成両市においては、今後ますます外国人が増加する、これが見込まれるわけでありまして。ということは、当企業団においても外国人の給水人口が増加することとなるわけでありまして。この水道使用料の徴収、そしてまた滞納対策も強化していく必要があると私は考えます。水道使用料を滞納したまま出国してしまう、そういったケースも多くなってくると私も危惧しております。

そこで質問ですが、現在当企業団では料金徴収業務を委託しているわけでございますけれども、今後この外国人受給者の増加に合わせ、委託業者に対して言語自動音声翻訳機等を購入して貸与するなどといった、水道使用料の徴収と滞納対策を強化する考えについて伺います。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

今後、外国人使用者の増加が見込まれる中、水道使用を中止する際、必ず企業団に連絡をし、未納水道料金を精算するように、外国人使用者が理解できる方法を委託業者とともに研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 次に、2項目の職員研修について伺います。

決算書の38ページの款水道事業費用、項営業費用、目総係費、節研修費85万8,662円についてであります。この研修費については、職員の公務員倫理研修等を実施する計画で、当初予算に150万3,000円を計上したわけではありますが、支出額が85万8,662円と、当初予算額に対して執行率が57%となっております。

質問ですが、この執行率が57%と低率となった理由について伺います。

○高橋剣二議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 森田議員のご質疑にお答えいたします。

当企業団におきましては、各部門に未経験職員が配属された場合においても、技術の継承が滞ることなく研修が実施できるよう予算を計上しております。平成30年度におきましては、未経験職員が配属された場合に備えて予算化した研修について、人事異動の結果、予定していた当該職員の配属がなかったことから未執行となり、執行率が低くなったものでございます。

なお、平成30年度の研修につきましては、全職員を対象とするものとしてハラスメント防止研修や交通安全研修など9件、個別の専門研修が60件、延べ446人を派遣しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 再質疑を行います。

執行率が低率となった理由については理解をいたしました。確認の意味で質問いたしますが、平成30年度当初予算書の研修費の説明欄に記載されていた公務員倫理研修については、どのように実施したのか伺います。

○高橋剣二議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

平成30年度当初予算にて予定しておりました公務員倫理研修でございますが、当時公務員においてハラスメントが多発していたことや、平成30年の人事院勧告や埼玉県人事委員会による職員の給与等に関する報告、勧告及び意見において、セクシュアルハラスメント防止対策として管理職への研修の必要性が報告されたことから、当企業団といたしましても、早急に対処しなくてはならないとの考えに立ち、坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員倫理規程に定めておりますセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに焦

点を当てた形で、公務員倫理研修をハラスメント防止研修として実施したものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 最後の質問をさせていただきます。

残念ながらこの決算書を見る限りでは、具体的にどの職責にある職員に対して、どのような目的を持っていつ研修を行い、どのような成果があったのか、知ることができないわけであります。先月20日の新聞に、久喜市の浄水場の廃棄物処理業務をめぐる職員の贈収賄事件、これの判決の記事が掲載されておりました。浄水場の廃棄物処理業務を委託する業者選定で有利な取り計らいをした見返りに、職員が業者から60万円を受け取ったというもので、職員には懲役1年6月、執行猶予4年、追徴金60万円、そういった刑が言い渡され、また職員は当然懲戒免職処分とされたものでございます。職員は、企業団にとっては本当に財産であると私は考えております。公務員としての基本的知識や職務遂行に必要な専門的知識を習得させ能力を養うこの研修は、企業団にとって最も大切なことでもあります。

そこで質問ですが、本年度予算にも職員研修費等として122万5,000円の研修費が計上されておりますが、職員育成に向けての研修の基本的な考え方について伺います。

○高橋剣二議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

当企業団の人材育成基本方針においては、目指すべき職員像をお客さまの視点に立って考え、お客さまの信頼と期待に応える職員、高いコスト意識と経営感覚を持った職員、積極的に自己革新し、迅速に行動する職員と定め、育成のための方策として人事評価制度、職員研修、職場風土を人材育成の3本柱として推進しております。その中で、職員の能力開発及び人材育成において重要な役割を担うものとして職員研修を掲げ、水道技術の継承と資質の向上を図るものとしております。

平成30年度においては、内部研修として社会的な要請からハラスメント防止研修等を実施したほか、外部研修として新規採用職員研修や地方公務員法等の法律研修、配管設計講習会等の技術研修などを実施しております。引き続き独自の研修開催や専門研修に職員を派遣し、職員を育成、資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。ただいま議題となっております議案第3号平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について4点質疑をします。

まず1点目は、8ページの関係の当年度純利益について、そして2点目、26ページ関係で、業務の関係ですけれども、有収率について、それから3点目、同じく26ページの水道事業の普及率について、そして4点目、これは職員の関係ですので、ページは、いろんなところに入っているんで全体、29ページにはなっていますけれども、水道企業団の障害者の法定雇用率、これがどういうふうになっているのか、以上4点について質疑をいたします。

まず、1点目の8ページの当年度純利益について、昨年よりも1億4,000万円ほど増加ということで、多くは加入金というふうに認識をしているわけですが、まずこの純利益の特徴と内容についてお伺いをいたします。

○高橋剣二議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 新井議員さんの質疑にお答えいたします。

まず、当年度純利益が前年度に対してふえた内容についてでございますが、平成30年度当年度純利益は4億3,901万9,831円となり、平成29年度純利益に比べまして約1億4,160万円の増加となりました。要因につきましては、26ページになります。26ページの3、業務(2)、事業収入に関する事項をごらんください。こちらは、事業収入を区分ごとに平成29年度と比較したものでございます。税抜き金額になっておりますので、こちらの事業収入の合計32億9,217万9,107円と、次の27ページでございます(3)、事業費に関する事項の事業費の合計28億5,315万9,276円との差が当年度純利益となります。主に事業収入では、その他営業収益の水道利用加入金が増加いたしまして、事業費用では総係費が減少したことにより、およそ1億4,160万円の増益となったものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 営業収益と営業外ということになっているというふうな答弁でした。特に営業収益についてですけれども、加入金は8,600万円ほど入っているわけですが、そのほか大分入っているわけで、その詳しい内容についてお伺いをいたします。

○高橋剣二議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

営業収益の内容につきましては、決算書36ページ、平成30年度収益費用明細書でご説明をいたします。まず、営業収益の給水収益は水道使用料で、30年度の有収水量1,814万7,210立方メートル分でございます。

次の受託工事収益は、給水装置工事検査手数料と設計審査手数料でございます。

次のその他営業収益は、水質検査手数料等の手数料、水道利用加入金、それと消火栓維持管理負担金等の他会計負担金、給水管移設負担金等の雑収益でございます。このうち水道利用加入金につきましては、平成30年4月1日に改正した影響によりまして、前年度に対し約7,950万円増加をいたしました。このことが平成30年度の純利益を生み出した大きな要因となったものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 3度目ですので、営業外収益についてお伺いをします。

これまでの議会の中で、なかなか収益がきつくなって、今後は利益が減っていくというような、予算のときはいつもそういうふうになっていたわけですがけれども、加入金を除いても大分上がっているということで、この営業外収益について、数字的なことを含めてお伺いをいたします。

○高橋剣二議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

営業外収益の内容につきましては、同じく36ページの平成30年度収益費用明細書でご説明をいたします。営業外収益の受取利息及び配当金は預金利息でございます。

次の他会計補助金は、児童手当支給に関する坂戸市、鶴ヶ島市からの補助金、次の長期前受金戻入は、補助金等で取得した資産について減価償却等により費用化する一方で、それに見合う補助金等を収益化するものでございます。

次の雑収益は、工事遅延損害金など、その他雑収益でございます。

このうち長期前受金戻入につきましては、繰越工事の影響によりまして、資産減耗費における除却費の増加に伴い、これに対する戻入の発生により、前年度に対し約2,000万円増加をいたしました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 1点目は3回ですので、2点目に移ります。

26ページの有収率の関係です。92.4ということで0.5落ちてしまったということであり、昨年度1%ふえて、その前が0.67ということで、ここのところいい方向だった

のですけれども、残念ながらこういうふうになりました。この内容についてまず、どう
いうふうに見ているのかお伺いをいたします。

○高橋剣二議長 小林施設課主席主幹。

○小林 栄施設課主席主幹 新井議員さんの質疑にお答えいたします。

有収率につきましては、平成30年度決算概要の35ページをごらんください。平成22年
度の94.25%をピークに下降を続け、平成27年度の91.14%を底に上昇に転じ、平成29年
度は92.9%となりました。しかしながら、平成30年度は前年に比べて0.5ポイントマイ
ナスの92.4%となっています。毎年漏水調査を実施し、修繕に努めているところですが、
残念ながら平成30年度は有収率がマイナスとなってしまいました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 残念ながらということで、非常に残念なのですけれども、この要
因についてはどのように見ているのか、お伺いをいたします。

○高橋剣二議長 小林施設課主席主幹。

○小林 栄施設課主席主幹 お答えいたします。

有収率低下の要因としましては、平成30年度決算概要38ページの漏水修繕にあります
ように、配水本管からの漏水よりも、漏水の90%以上を占める給水管の止水栓、分水栓
の接続部に使用しているパッキンの経年劣化による漏水がふえているものでございま
す。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 要因がわかっているということですので、今後どのように取り組
んでいくのか、その方向性についてお伺いします。

○高橋剣二議長 小林施設課主席主幹。

○小林 栄施設課主席主幹 お答えします。

有収率向上につきましては、漏水調査を引き続き行うことにより、早期発見及び修理
を行います。また、基幹管路更新や本年度より開始するビニル管更新に合わせて、各家
庭の止水栓までを耐震性を有する給水管に更新することで漏水量の抑制を図ってまいり
ます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 3点目に移ります。

26ページの関係の普及率です。上から4行目ですか、99.35ということで、残り0.65ということになります。私の周辺でもまだ入っていない方が、離れているという状況で、あと0.65というふうになるかなというふうに思います。これまで見てきた中では、大体0.01とか0.02ふえていたのですけれども、今回0.06ということで、数字的には大きい数字になっているなというふうに思います。この辺についてはどういうふうな内容になっているのかお伺いをいたします。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

当企業団では、区域内人口及び給水区域内戸数を構成市に照会し、その数値をもとに給水人口及び普及率を算出しております。

算出方法につきましては、給水人口を行政区域内人口で除して得た割合となっております。また、給水人口につきましては、前年度比66人の減となり、行政区域内人口も同様に156人減となったことにより、平成30年度決算では、決算書26ページにお示しいたしましたように、前年度比0.06ポイント増の99.35%となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 そうすると、実際には分母が減ったということで、分母、分子が減ったという数字のマジックというふうになるのかなというふうに思います。

関連ですけれども、前の議会でも何度か質疑しているのですけれども、片柳の南部の簡易水道組合、170世帯あるということも前回は聞いていたのですけれども、ここは当企業団に移行という形で進んでいるというふうに認識をしております。この関係の加入状況はどのように動いているのか、給水率の関連でお聞きいたします。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

昨年度から片柳南部簡易水道組合地区において、配水本管が未配管の公道に当企業団の一部費用負担制度を適用し、9件の申請がございました。簡易水道事業から水道事業への給水切りかえ件数は18件でございます。また、仮設分水の申請が14件となっております。

なお、残りの簡易水道事業を利用する件数は、集合住宅を1件として計算しますと、現在では約122件が利用しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 あと122件残っているということで、ことし来年ということかなというふうに思います。

関連地域のこの工事の内容と進捗はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

片柳南部簡易水道組合利用者の依頼による水道管の布設工事につきましては、平成30年度に1件74.1メートル、今年度2件571.4メートルが竣工し、残り2件約570メートルが年内に竣工となります。

管種につきましては、耐震管の配水用ポリエチレン管を布設いたします。これらが全て竣工することにより片柳南部簡易水道組合利用者全ての切りかえが可能となる予定でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 最後の4点目に入ります。

29ページ関連に職員給与ということで、全体の関連ですけれども、そこで聞きたいと思います。水道企業団の障害者の法定雇用率です。昨年いろいろ問題になりまして、各行政団体取り組んでいるのかなというふうに思います。当企業団も50を超えているということで、そういう意味では雇用していかなければならないということですので、どういふふうになっているのかお伺いをいたします。

○高橋剣二議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 新井議員のご質疑にお答えいたします。

障害者雇用促進法第38条では、「国及び地方公共団体の任命権者は、職員の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に障害者雇用率を下回らない率であって政令で定めるものを乗じて得た数未満である場合には、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない」とされております。この規定に基づき法定雇用障害者数を算出いたしますと、平成30年度においては、常用雇用労働者数51人掛ける法定雇用率2.5%により1.275人となりますが、1人未満の端数は切り捨てとなりますので、法定雇用障害者数は1人ということになります。当企業団においては1人の雇用を行っており、障害者雇用促進法の規定に基づいた雇用をしております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 一般質問ではないので、余り何か入れないのですけれども、1.25ということで1という数字ですよ。1というのは、その人はゼロに、いなくなってしまうということがいつも考えられるわけですから、そういう意味では最低でも2が正しい。法律的には1でいいのですけれども、そういう努力は必要かなというふうに思いますので、今後その辺はどういうふうに考えているのかだけお聞きいたします。

○高橋剣二議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

今後におきましても、障害者雇用促進法の規定に基づき、障害者の雇用を確保できるよう努力してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑はございませんか。

1番、野沢聖子議員。

○1番 野沢聖子議員 1番、野沢聖子です。議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について質疑を行います。

質問事項は2点です。2点とも38ページ、水道事業費用の中の項営業費用についてになります。1点目は、目業務費、下から3段目の節委託料について、2点目は、目総係費、節広告料についての以上2点になります。

初めに、委託料1億499万7,630円についてですが、業務費の約77%を占めるこの委託料は、料金徴収業務等を外部委託している金額と認識しておりますが、営業収益の柱である水道使用料を確定する極めて重要な業務を委託しているかと思えます。委託事業者及び業務委託内容についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 野沢議員さんのご質疑にお答えいたします。

料金徴収業務委託は、平成27年度から5年間の契約期間として、第一環境株式会社と本業務委託契約を締結しております。本業務委託の内容につきましてご説明させていただきます。

初めに、給水契約業務でございますが、引っ越しなどに伴う水道の使用開始や中止、口座振替の申し込みなど、お客さまからの各種届け出等を受け付けたり、電話等による問い合わせに対応する窓口業務で6名が配置されております。

次に、検針、調定業務及び収納業務でございますが、2カ月に1度、実際にお客さまのところを訪問し、水道メーターを確認して使用した水量を計り、料金を請求し、収納から滞納整理業務まで行っております。検針員は16名で約9万1,000件の検針を行って

おります。

次に、水道メーター管理業務でございますが、設置状況管理を行うとともに、計量法による8年ごとのメーター交換を実施しております。

以上のように本業務委託は、お客さまからの届け出等の受け付けから滞納整理、水道メーター管理まで一連の業務を一括して発注契約をしております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、野沢聖子議員。

○1番 野沢聖子議員 再質問を行います。

ただいま説明がありましたとおり、利用者の各種届け出、窓口業務のほか、約9万1,000件を16名の検針員で検針し、1人当たりにして平均をいたしますと約5,687件となります。さらに、滞納整理業務や水道メーター管理まで幅広く行っているとのことですが、これら徴収業務委託における課題についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

本業務委託における課題でございますが、収納率の向上が挙げられます。当企業団の収納率は、平成29年度は99.88%、平成30年度は3月検針分を翌年度に請求するため90.21%となっております。収納率というのは、請求した水道料金に対してどれだけお支払いいただけたかという割合で、当然100%を目指すものでございます。当企業団では、本業務委託契約において収納率を確保するため、目標値として年度末における当年度収納率を当年度調定額の90.31%以上、過年度収納率を当該調定額の99.83%以上と掲げ、料金の収納率の向上に努めております。しかしながら、お客さまの中には引越し等で請求先がわからなくなってしまうなどの事情でお支払いいただけない方も残念ながらいらっしゃいます。この収納率の向上につきまして、今後はさらなる収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、野沢聖子議員。

○1番 野沢聖子議員 この質問の最後になります。先ほどお話ししたとおり、極めて重要な業務を委託しておりますが、業務委託の適正化への企業団の取り組みについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

本業務委託では、月に1回業務に関する報告会議を開催しております。内容でござい

ますが、契約委託業者から本業務委託に携わる人事関係、検針業務の進捗状況及び滞納整理実施状況等の報告並びに使用者等との対応、苦情などの経緯や事後処理についての報告があり、必要に応じて対応等の協議を行っております。

また、年に1回、本業務委託が適正に処理されているか検査を実施しております。今後も業務全般が適正に処理されるよう監理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、野沢聖子議員。

○1番 野沢聖子議員 続きまして、質問事項2点目に入ります。

広告料についてですが、これは水道啓発事業及び広報関連事業と認識しておりますが、事業の実施内容と支出額の内訳についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 野沢議員のご質疑にお答えいたします。

当企業団では、平成30年度の水道啓発事業として、施設見学会と水道教室を実施しております。施設見学会につきましては、水道に対して理解を深めていただくとともに、水道事業に関心を持っていただくことを目的として、6月の水道週間に合わせて実施いたしました。内容といたしましては、主に鶴ヶ島浄水場の施設見学や水を使用した実験のほか、きき水体験等を実施し、参加者が53名でございました。

水道教室につきましては、水の使用量がふえる夏休み期間に、水道水の水源である河川やダムについて学習し、水に対して理解を深めていただくとともに、水道事業に関心を持っていただくことを目的に実施いたしました。

なお、本事業は、埼玉県が推進している、水の恩恵を受けている下流地域の人々が水源地域を訪れ、水の大切さや水源地域の現状、問題等の理解を深めることを目的とし実施している上下流交流事業の一環となっております。内容といたしましては、群馬県前橋市にございます利根川ダム資料室をはじめ、下久保ダムや利根大堰の見学を実施し、参加者は21名でございました。当該水道啓発事業の支出額は13万5,026円でございました。

続きまして、広報紙関連事業でございますが、当企業団ではホームページによる情報提供だけでなく、お客さまに広く情報が行き渡るよう広報紙を活用して情報提供を行っております。内容といたしましては、年2回の広報紙の印刷製本業務及び配布業務等となります。印刷製本業務に関しましては、平成30年度では約15万8,000部を発行しております。また、配布業務につきましては、水道メーターの検針時に合わせて検針員が配布を行っており、平成30年度では約15万6,000部を配布しております。当該広報紙関連

事業の支出額は289万7,960円でした。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、野沢聖子議員。

○1番 野沢聖子議員 再質問を行います。

水道事業に対する正しい認識を持っていただくための情報提供は、安全な水を安心して使用していただくためにもとても重要と考えます。15万部を超える広報紙「水だより」を16名の検針員により直接配布されておりますので、広報紙の充実に向けて期待を大きくするところですが、水道啓発事業においては、主に子供を対象に、水の大切さや水源地域の現状を理解する絶好の機会となる事業ですが、実施の効果についてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○高橋剣二議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

水道啓発事業として実施いたしました施設見学会や水道教室にて行ったアンケートでは、水道事業に対して理解が深まった、水の大切さがわかった等の意見が多く見られました。実施効果につきましては、水道教室等の実施により、水源から蛇口までの過程への理解が進み、幅広い世代で水の大切さや水道事業に対する理解を深めていただいているものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、野沢聖子議員。

○1番 野沢聖子議員 最後の質問となります。これまで水道教室として実施してまいりました事業が、今年度水道施設バス見学会として実施予定ですが、名称変更の理由と今後についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

平成29年度までは親子水道教室として、小学生を持つ親子を対象に実施してまいりましたが、より幅広い世代に水道に対する理解を深めていただきたいと考え、平成30年度に対象を小学4年生以上として、水道教室と名称を変更し、実施いたしました。しかしながら、こちらのPR不足から、従来の親子を対象にしているというイメージが強く、参加者数が伸び悩んだこともあり、今年度におきましては、水道施設バス見学会と名称を一新させていただいたものでございます。

なお、これにより定員40名のところ60組143人の応募があり、抽せんにより参加者を決定させていただきました。

また、今後につきましては、水道事業に対する理解や関心を持っていただくことを目的とし、引き続き内容を精査し、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第6、議案第3号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。



◎一般質問

○高橋剣二議長 日程第7、一般質問を行います。

通告者は1名であります。なお、質問時間につきましては、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

発言を許可します。

3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 3番、森田文明です。ただいまから通告に従いまして一問一答方式により一般質問を行います。

通告した質問は1点、震災対策についてであります。ことしの干支であるいのしし年には地震が多いと言われております。江戸時代、宝永4年の宝永地震、富士山大噴火、大正12年の関東大震災、昭和58年の日本海中部地震、三宅島噴火、平成7年の阪神・淡路大震災、平成19年の新潟県中越沖地震と、いずれもいのしし年に発生しております。

こうした中、埼玉県を含む南関東地域においては、平成19年から令和18年の30年の間に、マグニチュード6.7から7.2の直下地震が70%の確率で発生すると政府の地震調査研究推進本部は想定しており、その地震発生が危惧されているところでもあります。本企業団を構成する坂戸、鶴ヶ島両市の地域防災計画では、地震被害想定の中で南関東直下地震を特徴的事項には挙げているものの、被害想定地震は被害が最も著しい関東平野北西縁断層帯地震を計画の想定地震に位置づけ、災害予防対策、震災応急対策、災害復旧対策にそれぞれ取り組んでおります。この両市地域防災計画で想定している関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合の被害予測は、両市とも最大震度は6強、断水人口は坂戸市で4万2,397人、鶴ヶ島市で1万4,740人、合わせて5万7,137人と予測しております。今後30年以内での発生確率は、関東平野北西縁断層帯地震がほぼゼロ%であるのに対し、南関東直下地震については70%の確率と高く、経過年数を考慮するとその発生が切迫しており、震災対策が急務であると考えます。

そこで、次の1点について質問いたします。

1、大規模地震発生を想定した応急対策計画等の取り組みについて。

以上お伺いして、1回目の質問といたします。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 質問事項1、震災対策についての(1)についてお答えいたします。

当企業団では、大規模地震等の自然災害や重大な事故が発生した場合に備えて、坂戸、鶴ヶ島水道企業団災害対策マニュアルを策定しています。本マニュアルでは、被災時における初動体制や応急対策を具体的に定め、円滑な応急給水や応急復旧活動により、給水の継続と早期の復旧を目的としています。本マニュアルに沿って職員の防災意識の向上や防災体制の充実を図るため、職員防災訓練を年1回実施しています。平成30年度は、埼玉県北部を震源とする震度6の地震発生を想定し、訓練を実施しました。訓練では、災害対策本部とそれぞれ役割を分担した庶務部や給水部等、各部との情報伝達訓練を初め、緊急時給水栓による給水車への給水や仮設給水栓の設営による給水訓練を実施しております。

また、当企業団と坂戸鶴ヶ島管工事協同組合、料金徴収業務受注者の3者合同で年1回、応急給水訓練を実施しております。その他の取り組みといたしましては、当企業団単独での復旧が困難な大規模災害に備えて、日本水道協会埼玉県支部や全国水道企業団協議会関東地区協議会等との間に、災害時における相互応援等の協定を締結しております。

次に、施設面の取り組みといたしましては、配水池等の水道施設や配水管等の管路の

耐震化を推進しています。また、本年度災害時等に必要となる物資を備蓄するための防災倉庫が完成したところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 一通り答弁いただきましたので、これより一問一答方式により質問させていただきます。

先ほどの答弁で、本企業団では災害対策マニュアルを策定して年1回の職員防災訓練や相互応援協定を締結している団体等との訓練を実施して、地震等の自然災害や重大な事故が発生した場合に備えているといった内容の答弁でございました。市町村については、災害対策基本法により地域防災計画を策定しなければならないわけですが、地方公営企業については、特に防災計画の策定義務等は法的にはないと理解しております。しかしながら、南関東直下地震等の大規模地震は必ず発生するわけですので、当企業団としても発生に備えての取り組みを積極的に行っていかなければならないと強く感じるところであります。

そこで、質問ですが、現在当企業団としては、どのような規模の地震の発生を想定して応急対策や復旧対策を計画しているのかを伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当企業団のマニュアルにおきましては、特定の地震を想定したものではありませんが、構成市の地域防災計画等を参考にして計画をしているところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 坂戸、鶴ヶ島両市の地域防災計画を参考にして計画をしているといったことでございます。両市が想定している関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合の断水人口は、先ほど申し上げましたとおり、両市合わせて5万7,137人と予測しております。

では、漏水発生件数等の被害予測はどのように捉えているのか伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

想定地震による漏水発生件数については、管種や布設年度のほか土質など、さまざまな条件が混在することから予測は難しく、具体的な数値の設定はございません。また、断水人口については、構成市の予測値を参考にしております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 管種や布設年度、あるいは土質などさまざまな条件が混在しているので、漏水発生件数等の予測は困難との答弁でございます。現在、当企業団としては、坂戸、鶴ヶ島両市のこの地域防災計画で想定している断水人口の予測5万7,137人しか被害の想定がされていないわけであります。先ほども申し上げましたが、南関東直下地震の発生確率は高く、切迫している状況にあるわけであります。私は、震災対策を行っていく上で、断水人口だけでなく、漏水や施設の被害想定も東日本大震災で被災した他団体の被害状況等を参考にするなどして被害想定を行い、そして予測される被害に対して対策を計画的に実施していくための企業団独自の防災計画を策定して、地震発生に備えるべきであると考えますが、見解を伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当企業団は、構成市の防災計画に組み込まれており、被災地における応急給水や応急復旧活動など、具体的な応急対策については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団災害対策マニュアルにて定めております。

また、平成30年3月に策定した、さかつる水道事業ビジョンや水道事業基本計画におきまして、水道事業の目指す理想像として安全、強靱、持続を掲げ、災害に強い安定した水道をつくるため、その実現に向け各種施策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 被災時における応急給水や応急復旧活動など、具体的な応急対策は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団災害対策マニュアルに定めているとのことであります。では、この災害対策マニュアルについては、地震被害に備えての資機材等の備蓄目標数も具体的に定めているのか伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

災害対策マニュアルでは、資機材等の備蓄について、具体的な目標数は定めておりません。今年度防災倉庫が完成したことから、早期復旧に必要となる資機材について、優先度や財政状況等を勘案し、順次確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○ 3 番 森田文明議員 当企業団が定めている坂戸、鶴ヶ島水道企業団災害対策マニュアルについて、議員へ配付する考えについて伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

議員さんのご要望に応じまして、閲覧もしくは配付をさせていただきたいと思えます。
以上でございます。

○高橋剣二議長 3 番、森田文明議員。

○ 3 番 森田文明議員 次に、大規模地震が発生した際の体制等について伺ってまいります。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団災害対策本部の設置及び組織等に関する規程では、設置する災害対策本部の位置について特に定めておりませんが、本合同庁舎と理解してよろしいのか伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当企業団の災害対策本部の設置場所につきましては、災害対策マニュアルにおいて、ここ合同庁舎 2 階の企業長室としております。ただし、長期停電となる場合には、鶴ヶ島浄水場管理棟 2 階としております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3 番、森田文明議員。

○ 3 番 森田文明議員 長期停電となる場合には鶴ヶ島浄水場としているとのことですが、坂戸、鶴ヶ島両市には、状況によって災害対策本部の設置位置を変更する、そのことを伝えてあるのかどうか伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当該運用について、両市に改めて通知等を行っておりません。対策本部が設置され次第、当該設置場所についてお知らせすることとなります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3 番、森田文明議員。

○ 3 番 森田文明議員 本合同庁舎についてであります。地震により電力の供給が停止した場合にも自家発電設備により本部機能は確保できる状況となっているのかどうか伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○**小林秀之事務局長** お答えいたします。

こちらの合同庁舎につきましては、自家発電設備が整備されておられませんので、停電となった場合には本部機能を確保することが困難となります。

したがって、電力の復旧が見込めない場合には、災害対策本部を鶴ヶ島浄水場管理棟2階に設置し、本部機能を確保することとしております。

以上でございます。

○**高橋剣二議長** 3番、森田文明議員。

○**3番 森田文明議員** 本合同庁舎については、自家発電設備が整備されてなく、本部機能を確保することが困難とのこととあります。本合同庁舎に入っている坂戸、鶴ヶ島下水道組合の防災体制がどうなっているか把握はしていませんが、当水道企業団も下水道組合も電力供給が停止した際には、この合同庁舎に災害対策本部を設置する状況にないわけとあります。私は、この自家発電設備について、本合同庁舎に整備すべきと考えますが、見解を伺います。

○**高橋剣二議長** 小林事務局長。

○**小林秀之事務局長** お答えいたします。

自家発電設備の必要性は認識しておりますが、設置には相応の費用がかかります。また、鶴ヶ島浄水場には自家発電設備が整備されていることから、災害対策本部の設置が可能であり、長期の停電が予測される場合には、こちらを災害対策本部として運用することとしております。

なお、自家発電設備の整備につきましては、今回のご指摘を踏まえ、合同庁舎を管理しております坂戸、鶴ヶ島下水道組合と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**高橋剣二議長** 3番、森田文明議員。

○**3番 森田文明議員** ぜひ坂戸、鶴ヶ島下水道組合とも早急に協議をいただき、整備に向けて検討をお願いしたいと思います。

次に、大規模地震が発生した際に、坂戸、鶴ヶ島両市の災害対策本部との連絡体制については、どのように行う計画となっているのか伺います。

○**高橋剣二議長** 小林事務局長。

○**小林秀之事務局長** お答えいたします。

基本的には電話等の通信手段により両市の災害対策本部と情報交換を行うこととなりますが、必要に応じて職員を派遣し、連絡体制を確保してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 次に、大規模地震発生時の給水活動について伺ってまいります。

当企業団が保有している給水車は1台だけであると認識しておりますが、坂戸、鶴ヶ島両市の断水世帯にどのように給水する計画となっているのか伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

給水車につきましては、容量2トンの給水車1台のほか、容量1トンの可搬式給水タンクによる給水車1台を保有しております。断水地域が限られている場合は、これらによる給水活動を予定しています。しかしながら、断水地域が広範囲にわたる場合には、救急医療機関等生命にかかわる施設を最優先に応急給水を実施することとしております。一般市民への給水につきましては、被災後の数日間については、両市の避難所等に保管しておりますウォーターバルーン等を使用し、給水していただくこととなります。また、必要に応じて鶴ヶ島浄水場、坂戸浄水場、多和目配水場に平成29年度に設置しました緊急時給水栓を活用し、ウォーターバルーン等をお持ちいただき給水することも想定をしております。

その後、災害協定等による応援給水が開始された場合には、応援給水車等による給水が実施されることとなります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 断水世帯の全てに給水活動を行うことは、当企業団が有する人的、物的面で困難であるのは明らかであります。

そこで、坂戸、鶴ヶ島両市が地域防災計画で指定している防災拠点施設等に事前に給水タンク等を配備して拠点施設職員の協力を得て効率的に給水活動を行うといった計画が必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

構成市において避難所として指定されている小中学校等のうち、28カ所において消火栓用仮設給水栓や水道水を一時的に蓄えておくためのウォーターバルーン等の災害用資機材が保管されております。ご指摘のとおり、当企業団の人員には限界がございますので、拠点施設の市職員や市民の方の協力が必要になるものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 大規模地震発生時における当企業団の給水活動について、ウォーターバルーンを両市の避難所職員が鶴ヶ島浄水場、坂戸浄水場、多和目配水場のいずれかに持参して給水してもらおうといった計画について、構成両市の防災担当にその周知を徹底してあるのかどうか伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当初、災害用資機材の保管等について、両市の防災担当者との調整をさせていただいた経緯はございますが、しかしながらその運用方法について詳細な協議は行っておりません。緊急時給水栓の設置も完了したことから、今後協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 昨年、議員視察研修で伺った横浜市では、容量が60立方メートルや100立方メートル等の循環式地下貯水槽を市内小中学校や公園に134カ所に設置して地震等の災害に備えているとのことでありました。この循環式地下貯水槽は、災害発生時には1基あたり8個あるいは16個の応急給水装置を設置して給水するものであります。私は、この大規模地震発生時における当企業団の給水活動の強化策として、この循環式地下貯水槽を計画的に整備すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当企業団といたしましては、現状では水道施設や管路の耐震化を先行して実施してまいりたいと考えております。循環式地下貯水槽につきましては、有効であると認識しておりますが、水道施設や管路の耐震化を優先して実施していることから、両市の防災拠点施設において当企業団が整備することは、現状では難しいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 次に、大規模地震発生に備えての予防対策に関して伺います。

昨年度に、敷地の舗装も含め約1億3,000万の費用を投じて防災倉庫を整備したところでございますけれども、この防災倉庫にはどのような被害を想定して、今後どのような機器や資材を整備していく計画なのか伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

被害想定につきましては、先ほどお答えいたしました、特定の地震等についての想定はしておりません。大規模な地震が発生した場合には、既存の倉庫で備蓄している資材では対応が不十分であると考えております。今年度新たに防災倉庫を建設したことから、坂戸、鶴ヶ島管内に埋設されております口径75ミリメートルから口径300ミリメートルの主要な管路につきましては、早急な復旧が可能となるよう必要な資材を備蓄するとともに、口径300ミリメートル以上の大口径につきましては、継手部分を修理する資材を順次備蓄していく予定でございます。また、給水管材料についても、本管から量水器までの漏水に対応できるよう備蓄していく予定でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 当企業団が発行している「さかつる水だより」の紙面などで、市民に1日1人3リットルの水を3日間分備蓄するようといった災害発生に備えての啓発活動の実施状況について伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当企業団の広報紙「さかつる水だより」にて、これまで災害に備えて1日1人3リットルの水のくみ置きについての啓発を平成23年、28年、30年の計3回行っております。また、企業団のホームページにおきましても、同様の啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 本企業団の平成29年度末での法定耐用年数を超えた老朽水道管、これは約176キロメートル、率にして全体の28.1%であります。震災発生時には相当な箇所でも漏水が発生するのではないかと私自身は危惧しているところでございます。震災発生時における断水市民への給水活動とともに、漏水や断水箇所等の被害把握と応急復旧対策を行うには、当企業団の職員体制や保有資機材では相当な期間を要するものと考えます。そこで必要となるのは、当企業団が災害時における協定を締結している団体の協力ではないかと考えております。

そういった観点から伺いますが、これまで協定に基づき発生時の協力等について、協定を締結している団体とどのような具体的な話し合いを行っているのか、その状況について伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当企業団では、全国水道企業団協議会関東地区協議会のほか、公益社団法人日本水道協会埼玉県支部、栃木県にあります芳賀中部上水道企業団と災害時における相互応援体制を構築しております。大規模な災害発生時には、日本水道協会や全国水道企業団協議会が中心となり、必要な資機材、物資、職員等の応援を受けることとなります。また、災害時における緊急応援に関する協定を坂戸鶴ヶ島管工事協同組合や料金徴収業務受注者などと締結しております。全国水道企業団協議会関東地区協議会におきましては、有事への備えといたしまして、毎年協定に基づく情報伝達訓練を実施しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 協定締結団体との協定をより有効とするため、給水管区を区分けして、協力団体会員の担当する区域を会員ごとに事前に割り振りして、災害が発生した場合には各会員が担当区域の水道施設の被害状況を確認し、災害対策本部に報告するとともに、本部の指示を受けて災害復旧に当たることなどの体制づくりをしたらどうかと考えますが、見解を伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

現在、災害時の応急復旧作業への地元協力団体として、28社で組織される坂戸鶴ヶ島管工事協同組合のほか、指定給水装置工事事業者19社との間に協定を締結しております。当企業団といたしましても、災害時に対応できる事業者と被害箇所を迅速に把握し、早急に割り振りを行うことが可能となる体制を整えてまいりたいと考えております。

担当する区域をあらかじめ決めておくという考えの有効性は認識しておりますが、会員自身の被災等も考えられますので、現状では、状況に応じて現場に配置し、柔軟に対応する方針でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 広報紙「さかつる水だより」第18号の2019年春夏号に、昨年10月20日に実施した職員災害対策訓練の実施結果が掲載されておりました。訓練内容については、職員参集訓練、情報伝達訓練、応急給水訓練を行ったとの内容であります。今後における訓練実施の方向性について伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

ふだんから職員の防災意識の向上や防災体制の充実を図るという目的のもと、これまでの訓練や訓練の中で新たに発覚した課題等を踏まえまして、引き続き必要と思われる実践的な訓練を実施していきたいと思えます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 今後、坂戸、鶴ヶ島両市の災害対策本部と合同での情報伝達訓練を実施してはどうかと考えますが、考えを伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

今後、坂戸、鶴ヶ島両市と協議し、必要な訓練を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 では今後、協定を締結している坂戸鶴ヶ島管工事協同組合や指定給水装置工事事業者との合同による災害復旧訓練を実施する考えについて伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

合同災害復旧訓練につきましては、その重要性を認識しております。坂戸鶴ヶ島管工事協同組合や指定給水装置工事事業者につきましては、日々実際の漏水修繕現場で作業を行っているところでございますが、今後大規模な災害を想定して、実施について協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 大規模地震が発生した際には、多くの職員が長時間にわたり職務に従事しなければならない状況が予測されるわけでありまして。こうした職員の食料、そしてまた寝具等の備蓄の状況について伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

職員の食料につきましては、現在アルファ米とパンを約3日分、またペットボトル水を備蓄しております。寝具についての備蓄はございません。今後、防災倉庫の完成に伴い、寝具やカセットコンロ等についても備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 最後の質問とさせていただきます。

職員と同様に、震災発生時には長時間にわたり従事する各種委託業務に従事する方々がおいでになります。こういった方々の食料、そしてまた寝具等について、現在の委託業務契約の中でどのように規定されるのか伺います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

災害時において応急給水や電話対応等の応援要請先となります料金徴収業務委託受注者におきましては、本契約における仕様書において、「受注者は、自然災害等の発生に伴う緊急災害時に対応するため、事前に適切な対応がとれる体制を構築するよう努めるものとする」との規定に基づきまして、震災発生時の食料や非常時用の飲料水袋等の備蓄を行っているところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 よろしいですか。

○3番 森田文明議員 終わります。

○高橋剣二議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

○高橋剣二議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたこと、心より御礼を申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変お忙しい時期を迎えますが、議員各位を初め、ご参会の皆様におかれましては健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力いただきますことをお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○高橋剣二議長 企業長から挨拶のために発言を求められております。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集を賜り、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議を賜り、原案のとおりご議決をいただき、まことにありがとうございました。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提案は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思いますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、梅雨が明けると同時に猛暑の日々が続いております。まだまだ暑さ厳しい折でございます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、なお一層の活躍をご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前 11 時 34 分)

○高橋剣二議長 これをもちまして、令和元年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでした。